

第2次日光市総合計画 基本構想

平成28年度～平成37年度

feel so good !!

暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち



feel so good !!

暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち

市民の皆さまへ



日光市は、2市2町1村の合併による市制施行から10年となる節目の年を迎えました。この10年間は、新市のマスタープランである「新市建設計画」を包含した、まちづくりの基本的指針である「日光市総合計画」と共に歩んでまいりました。

日光市総合計画前期基本計画においては、「早期の一体感の醸成」と「各地域の均衡ある振興・発展」の2つの命題を掲げ、この実現に向け各種の施策を展開してまいりました。また、後期基本計画においては、新しいものを創り出し、新しい日光を創造する「日光創新」を基本戦略に位置付け、教育や保健福祉の充実、産業の振興、生活環境の整備、環境行政の推進などに努めてまいりました。さらには、東日本大震災や関東・東北豪雨などの自然災害やそれらに起因する風評被害などへの対策に取り組み、成果を上げてまいりました。

日光市は、豊かな自然、世界に誇る文化遺産・産業遺産、個性ある地域資源を有し、多彩な魅力と国内外における高い知名度に支えられ、年間1,000万人を越える方々が訪れています。一方で、全国的に見られる、地域経済の低迷や人口減少・少子高齢社会の進行などは、日光市において喫緊の課題として捉えています。このため、日光市の地域資源を磨き上げ、発信していくとともに、これらの課題に多角的に取り組み、着実に解決していくことができるよう、まちづくりを計画的に進める必要があります。

このようなことから、日光市総合計画の検証や市民の思いを踏まえ、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とした「第2次日光市総合計画」を策定しました。

第2次日光市総合計画においては、10年後の日光市の都市像として「feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち」を掲げ、「日光市まちづくり基本条例」で定めた「共有・参画・協働」を基本理念とし、日光市の将来像の実現に向け各種施策に取り組んでまいります。また、日光市における人口は、平成7年以降減少が続いていることから、人口減少対策を重要な課題として捉え、重点的に取り組むこととして位置付けています。

第2次日光市総合計画の期間においては、これまでの成果を礎に、計画に掲げた各種施策を着実に実施することにより、日光市の目指す新たな都市像を実現し、オンリーワンの価値や魅力に満ちあふれ、50年、100年後も光り輝き続ける日光市であることを目指します。

このため、これまでの総合計画に基本戦略として位置付けた「日光創新」をさらに進化させ、日光市ならではの個性を創り出す「日光創生」に向け、市民の皆さまと一丸となって、取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました日光市議会総合計画検討調査特別委員会や日光市総合計画策定審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成28年（2016年）3月

日光市長 斎藤 文夫

日光市民憲章

日光市は、四季折々の豊かな自然や歴史を語る文化や産業の遺産など、世界に誇る多くの財産を有し、先人たちが守り育ててきたまちです。

私たちは、この貴重な資源と先人に感謝し、心が通いあい、愛し続けることができる、世界に開かれた、あたたかい市民自治のまちをつくります。※1

私たちは

- 1 まちづくりに参画し、市民が主役のまちをつくります。※2
- 1 スポーツに親しみ、心身ともに健康で元気なまちをつくります。※3
- 1 郷土を愛し、自然を守り、安全で住みよいまちをつくります。※4
- 1 国際観光文化都市としての教養と品格を高め、文化を創造するまちをつくります。※5
- 1 心を大切にし、夢と希望と活力にあふれるまちをつくります。※6

- ※1 日光市は、先人たちが大切に育ててきた四季折々の豊かな自然や世界遺産などの貴重な財産を有しています。私たちは、これを守り繋いでいかなければなりません。市民一人ひとりが積極的にまちづくりに参画し、日光市をさらに発展させるために、日光市の最高規範である「まちづくり基本条例」の主旨に基づき市民憲章を定め、人と人との絆を大切にする「心が通うあたたかい市民自治のまち」、そして、みんなが未来にわたって愛し続けていける、世界に開かれた国際的なまちを目指すものです。
- ※2 まちづくり基本条例の基本理念は、共有、参画及び協働のもとに、市民自治の振興を図るとしています。共有、参画及び協働を総じて「参画」とまとめ、市民自治を「市民が主役」と位置付け、まちづくり基本条例の主旨を示しています。
- ※3 優れた人格を形成するためには、スポーツに親しみ、心身を鍛えることが大きな要素となります。心身の健康は、人と人との絆を育み、思いやりのある健全なまちづくりの活力となります。ひいては、一人ひとりの元気の源となるものです。
- ※4 自然の恵みに感謝し共生することで、郷土への愛着を持つ豊かな心を育みます。また、お互いの立場や考えを尊重し認め合うことで、地域社会の形成や地域福祉である高齢化対策や防災・防犯など、自助と互助の精神が養われ、真に暮らしやすい地域を築けるよう、生活の質の向上を目指すものです。
- ※5 生涯をとらえて平等に学習の機会を持ち、世界に通じる教養と品格を身に着けることにより、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会とさらなる文化を創造する国際観光文化都市のまちづくりを目指すものです。
- ※6 相手を思いやり、人を尊重することで豊かな心が育まれます。日光市を訪れる多くの人々におもてなしの心で接することで、心が通う温かいまちが生まれます。次世代の子どもたちにその心を継承し、活力ある産業と、夢をもち希望にあふれるまちづくりを目指すものです。

市の歌

作詞：松島賢一、補作詞：喜多條忠、作曲：船村徹

－ 1 番 －

男体山は陽に映えて
若い生命が息吹いてる
風が導く行く手には
明日への道が続いてる
豊かな実り夢抱いて
未来へ翔び立つ日光市

－ 2 番 －

世界の遺産受け継いで
深いみどりの杉並木
ちから合わせて伸びてゆく
こころを合わせ伸びてゆく
希望が光る空目指し
未来を育む日光市

－ 3 番 －

紅葉燃える山や川
笑顔こぼれる湯のけむり
愛がふれ合う人の輪に
大地の恵み湧き出てる
やさしい人が創る町
未来があふれる日光市

市の花・木・鳥・魚

日光市は、豊かな自然を持ち、世界に誇る多くの財産を有しています。特に日光杉並木は特別史跡、特別天然記念物に指定されており、市や市民の皆さんにとっては、特別な存在です。

そのため、今回の選定にあたっては「スギ」を除くこととし、自然に囲まれた広大な日光市に数多く生息する生物、植物たちに目を向け、当市の四季を表現し自然の豊かさをアピールすること、そして市民の皆さんにとって身近で、親しみ深いことを考慮した上で、それぞれ2種ずつ選定しました。

市の花

—Symbol Flower—



ニッコウキスゲ

朝方に開花し、夕方にはしぼむ一日花です。霧降高原に群落し、花期には、山吹色の絨毯のように美しく咲きます。日光の地名を付けたニッコウキスゲ（日光黄菅）という名で呼ばれ、全国に広がっています。

ヤシオツツジ

日光の山地を中心に広く分布しています。鮮やかなピンク色で春一番に咲き競い、弥生祭などの祭りと共に、日光に春の訪れを告げる花です。



市の木

—Symbol Tree—



モミジ

日光市に多く自生し、秋の紅葉の美しさは、全国的に有名です。また広葉樹であり、その葉の形から旧市町村の5つの成長をイメージできます。

シラカンバ(シラカバ)

外側の樹皮が白色の美しい木です。小田代原には「貴婦人」と呼ばれるシラカンバもあり、その清楚な雰囲気から、青い空ときれいな空気の日光をイメージできます。



市の鳥

—Symbol Bird—



カワセミ

色鮮やかな美しい外見から、溪流の宝石と呼ばれ、漢字では「翡翠」と表記されます。自然環境の良い清流の川辺に住むため、清流の多い日光市に多く生息しています。

ウグイス

背中がオリーブ色の鳥で、市内全域で見られます。鳴き声が特に美しく、日本三鳴鳥の一つで、四季の鳥として春を象徴し、日光に春を告げます。



市の魚

—Symbol Fish—



ヒメマス

中禅寺湖や川俣湖で放流が行われている魚で、鮮やかな銀白色をしています。きれいで高貴なイメージが日光によく合います。



イワナ

清流にしか住まない魚であり、水が清く、自然豊かな日光を代表する魚です。日光の地名が付いた「ニッコウイワナ」と呼ばれる種もいます。

目次

序論

第1章	総合計画について	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	総合計画の概要	2
	1. 総合計画の位置付け	2
	2. 総合計画の構成・期間	2
	3. 総合計画の管理	2
第2章	総合計画策定の前提	3
第1節	第1次総合計画の検証	3
	1. 市民満足度などの推移	3
	2. 満足度と重要度の関係	7
第2節	時代の動向	9
	1. 安全・安心に対する意識の高まり	9
	2. 人口減少・少子高齢社会の進行	9
	3. 魅力あふれる地方の創生	10
	4. 環境問題への意識の高まり	10
	5. 雇用情勢と労働環境の改善	10
	6. 女性が輝く社会づくりやライフスタイルの多様化	11
	7. 交流人口の拡大	11
	8. 国際化の進展	11
	9. 地域主権型社会（自立した地域経営システム）の確立	12
第3節	市民の思い	13
	1. 各地域（地区）の思い	13
	2. 子どもたちの思い	15
第4節	第2次総合計画の方向性	19
	1. 日光市の可能性	19
	自然環境	
	歴史・文化	
	個性（ブランド）	
	交流人口	
	2. 日光市の課題	21
	人口減少・少子高齢社会	
	地域経済・産業振興	
	安全・安心	
	生活基盤	

第 1 章	日光市の将来像	23
第 1 節	日光市の都市像	23
第 2 節	まちづくり人口	25
第 3 節	財政運営	27
第 4 節	公共施設の適正化	28
第 5 節	土地利用	29
	自然的土地利用の方向性	
	都市的土地利用の方向性	
	農林業的土地利用の方向性	
第 6 節	水利用	32
第 2 章	施策の大綱	33
第 1 節	まちづくりの重点施策	34
第 2 節	まちづくりの基本施策	35
	○未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり	35
	○健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり	35
	○魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり	35
	○快適で住みよい、居住環境のまちづくり	36
	○暮らしを支える、安全・安心のまちづくり	36
	○自然と共生する、環境のまちづくり	36
第 3 節	まちづくり推進の視点	37
	○ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点	37
	○市民と行政が共にあゆむ、協働の視点	37
	○地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点	37
	○女性が輝き活躍する、社会づくりの視点	37
	○世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点	38
	○健全な行政経営を確立する、行政改革の視点	38
	○総合計画の着実な推進の視点	38
	資料	39

I 序論

第1章 総合計画について

第1節

計画策定の趣旨

平成20年度から平成27年度までを計画期間として合併後初めて策定した日光市総合計画（以下「第1次総合計画」という。）は、市町村合併にあたり新市のマスタープランとして策定した「新市建設計画」を包含し、新市の総合的な行政計画として策定されたものです。

第1次総合計画 将来の都市像：

四季の彩りに 風薫る ひかりの郷

—自然と歴史と産業が響き合う ところ豊かな輝く未来へ—

第1次総合計画では、将来の都市像の実現に向けて、市民との協働によるまちづくりを推進し、「日光創新」の考えの下、各種施策の具現化及び事業を展開してきました。これにより、「早期の一体感の醸成」「各地域の均衡ある振興・発展」という合併に伴う命題を始め、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害などの課題に対しても、成果を上げてまいりました。

一方で、人口減少・少子高齢化といった課題に対しては、定住促進や子育て支援など重点的に事業を実施していますが、日光市を取り巻く社会情勢などを勘案すると、今後ますます厳しい状況となることが予測されることから、これまで以上に重要課題として取り組んでいく必要があります。

また、合併後10年が経過し、市町村合併に伴う財政支援の終了などによる厳しい財政状況や、今後維持管理の負担が増していく公共施設のあり方の見直しなど、新たな課題も顕在化してきております。

このような中、「日光市まちづくり基本条例」で定めた「共有・参画・協働」を基本理念として、日光市の将来像を描き、人口減少対策や地域の課題解決に取り組む市政を柱に、第2次日光市総合計画（以下「第2次総合計画」という。）を策定し、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図ることが求められています。

第2節 総合計画の概要

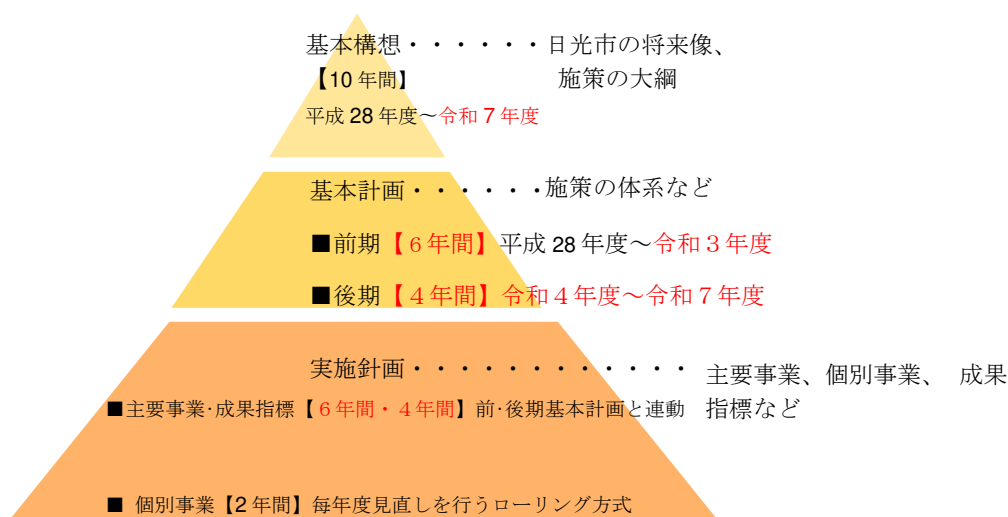
1. 総合計画の位置付け

総合計画は、まちづくりの基本的指針であり、日光市の最上位計画に位置付けます。

2. 総合計画の構成・期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成します。

	基本構想	基本計画	実施計画
特徴	日光市の将来像及びこれを達成するための施策の大綱(基本施策)を明らかにするもの。	基本構想に掲げた将来像などを実現するために施策の体系を明らかにするもの。 期間を前期と後期に分けて策定。	基本計画に掲げられた施策の体系に 応じて、それらの方向性を具現化する 主要事業及びこれらを効果的に実 施するための個別事業を明らかにす るもの。
構成	日光市の将来像、施策の大綱	施策の体系など	主要事業、個別事業、成果指 標な ど
期間	10 年間 平成 28 年度～令和 7 年度	5 年間 (前期 6 年間・後期 4 年間に区分) 【前期】 平成 28 年度～令和 3 年度 【後期】 令和 4 年度～令和 7 年度	2 年間(毎年度見直し) ※主要事業・成果指標 5 年間 (前-後期基本計画と連動)



3. 総合計画の管理

総合計画の策定後においては、その執行状況などを把握するため、事務事業などの進行管理を実施します。

第2章 総合計画策定の前提

効果的な総合計画を策定するためには、第1次総合計画における各種施策の実施状況や成果と課題などをあらかじめ確認し、これらの分析・検証を行い、第2次総合計画に反映していく必要があります。このようなことから、本章では「第1次総合計画の検証」「時代の動向」「市民の思い」において分析・検証を行います。

第1節

第1次総合計画の検証

第1次総合計画では、日光市の可能性を伸ばし、または課題を解決することにより、「将来の都市像」を実現するために、5つの分野における「まちづくりの基本施策」を実施するとともに、それらを効果的かつ計画的に推進していくため、「まちづくり推進の方策」を取り入れて実施してきました。

日光市では、「市民意識アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を隔年で実施しています。調査の目的は、総合計画の効果の検証として、市民の市政に対する満足度や重点を置くべき施策分野、市政やまちづくりに対する意識を調査することです。

また、調査結果を用いて、第1次総合計画の検証と進捗管理を行い、さらには、第2次総合計画策定のための基礎資料とすることです。アンケート調査の結果から、次のように分析・検証しました。

1. 市民満足度などの推移（表-1）

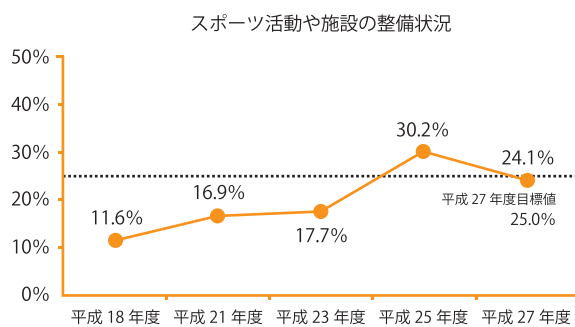
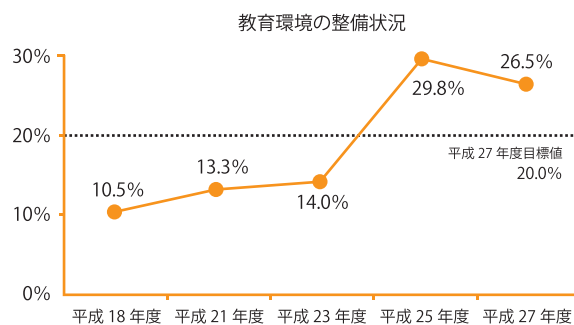
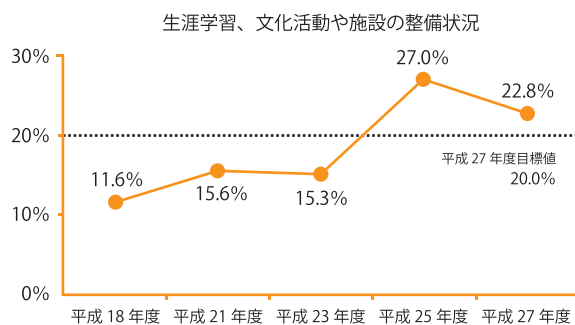
第1次総合計画で設定した市民満足度などの目標値を達成している項目は、平成27年度に実施したアンケート調査においては、全22項目のうち7項目（達成率：31.8%）になります。このうち、「健やかで人にやさしい社会をつくる」での各項目については、目標値を全て達成しています。

平成27年度でのアンケート調査における市民満足度などは、第1次総合計画に位置付けた22項目の初年度と比較すると、21項目で評価が上昇しています。しかしながら、「国内外との交流」「働きがいのある職場」「女性の社会参画の状況」は、依然として低い評価となっています。

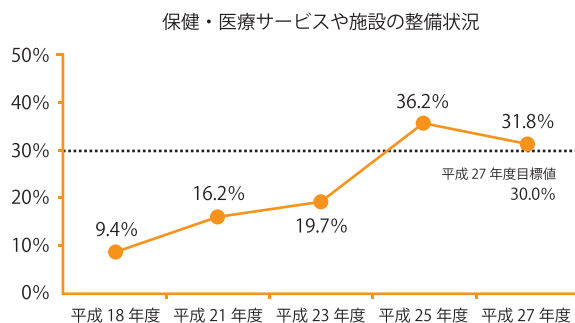
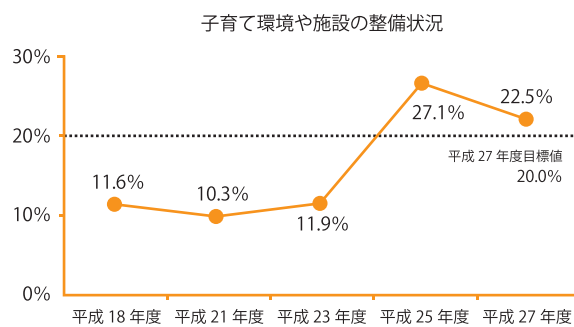
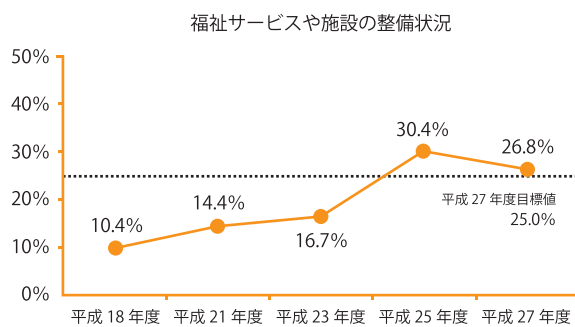
また、「火災や災害からの安全性」「自然環境の豊かさ」については、前期基本計画の最終年度である平成23年度の調査から評価が下がっています。これらは、東日本大震災などの災害を経験し、市民の皆さんの防災や自然環境への意識が高まったことによると考えられます。

(表-1) 市民満足度などの推移

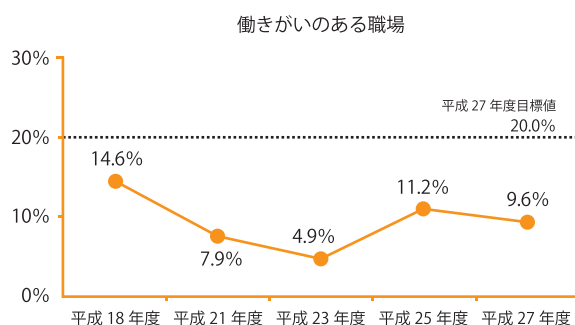
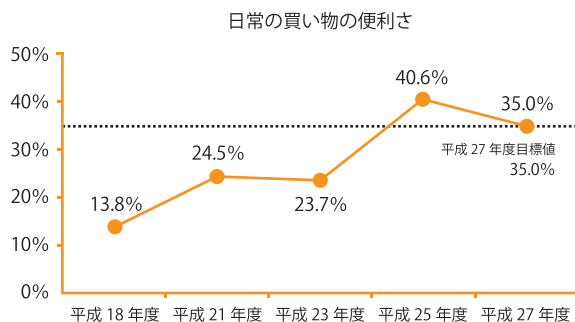
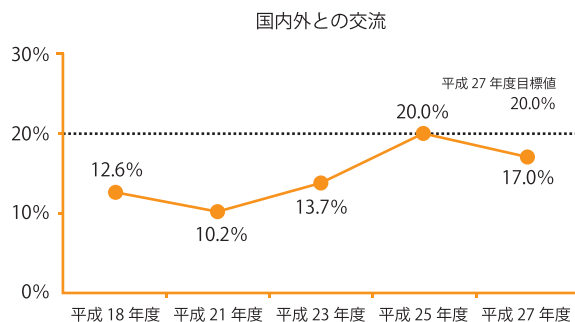
豊かなところと文化を育む



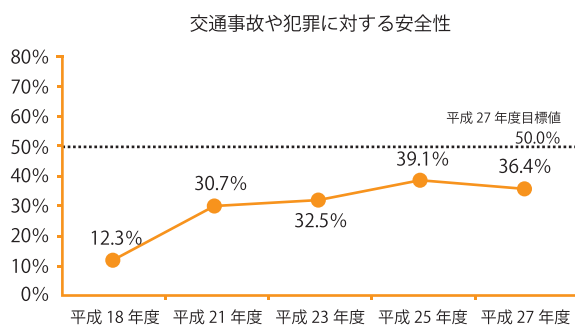
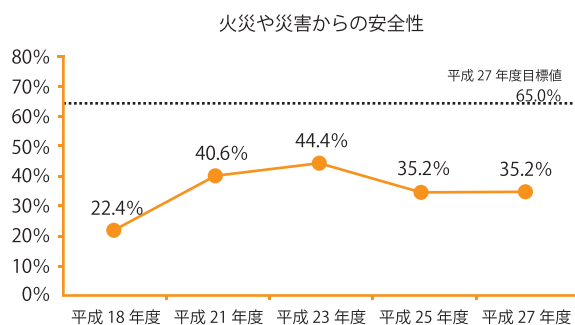
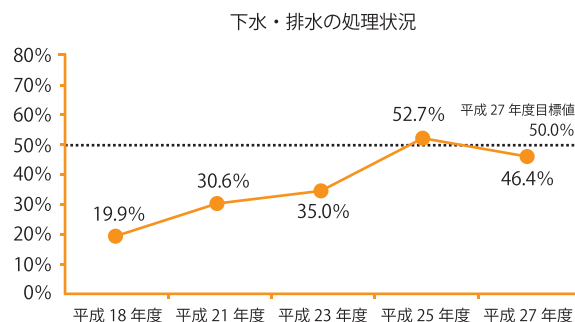
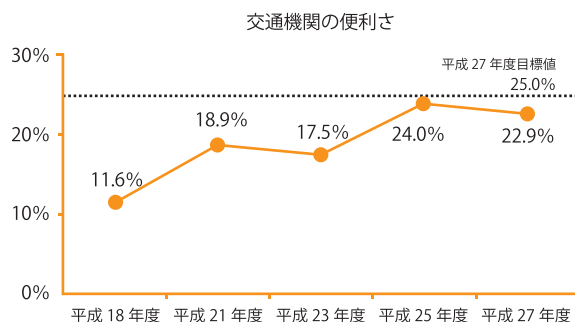
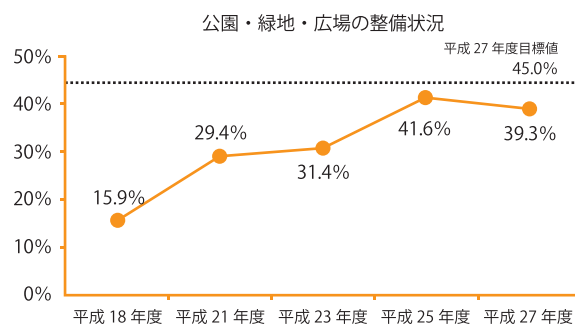
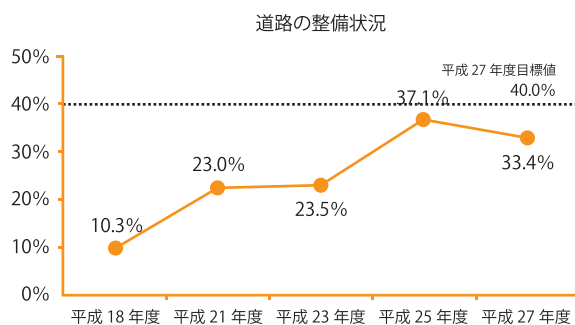
健やかで人にやさしい社会をつくる



魅力と活力にあふれた産業を伸ばす

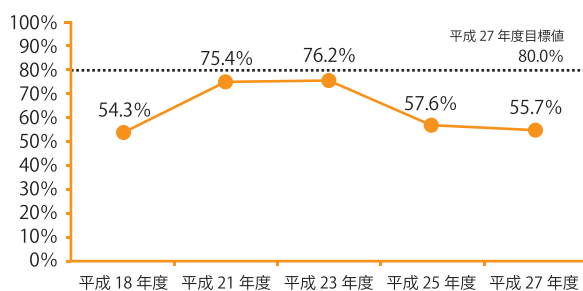


快適で安全な生活環境をつくる

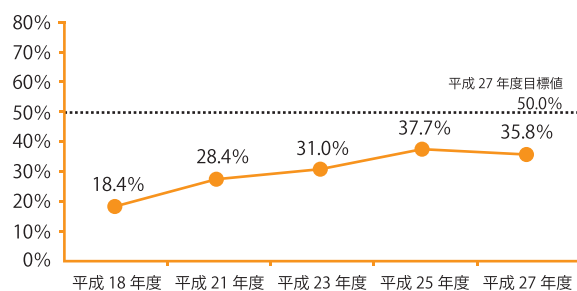


かけがえのない自然環境を守る

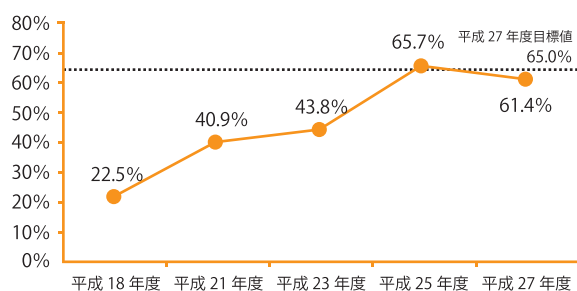
自然環境の豊かさ



騒音・振動・悪臭等の対策

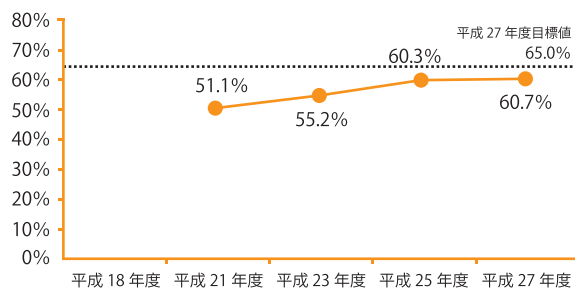


ごみ収集・処理の状況

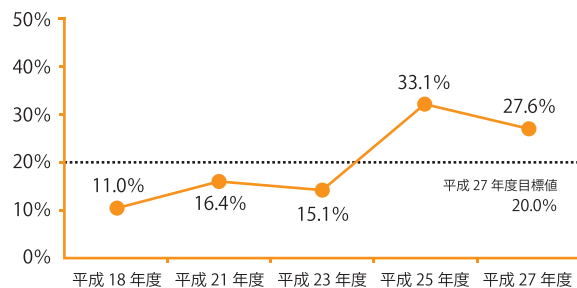


まちづくり推進の方策

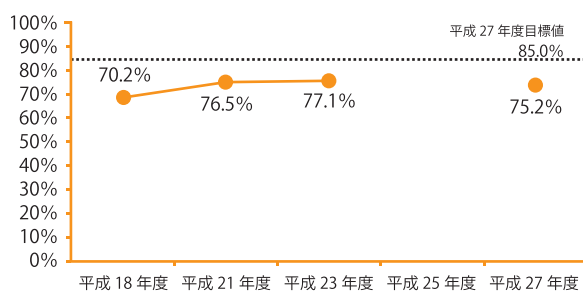
日光市まちづくり基本条例の認知度



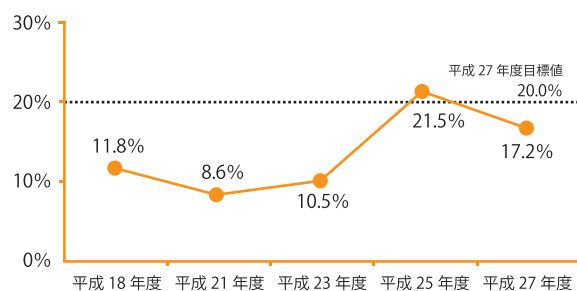
行政情報や催し物等の情報の提供状況



日光市に愛着を感じている市民割合



女性の社会参画の状況

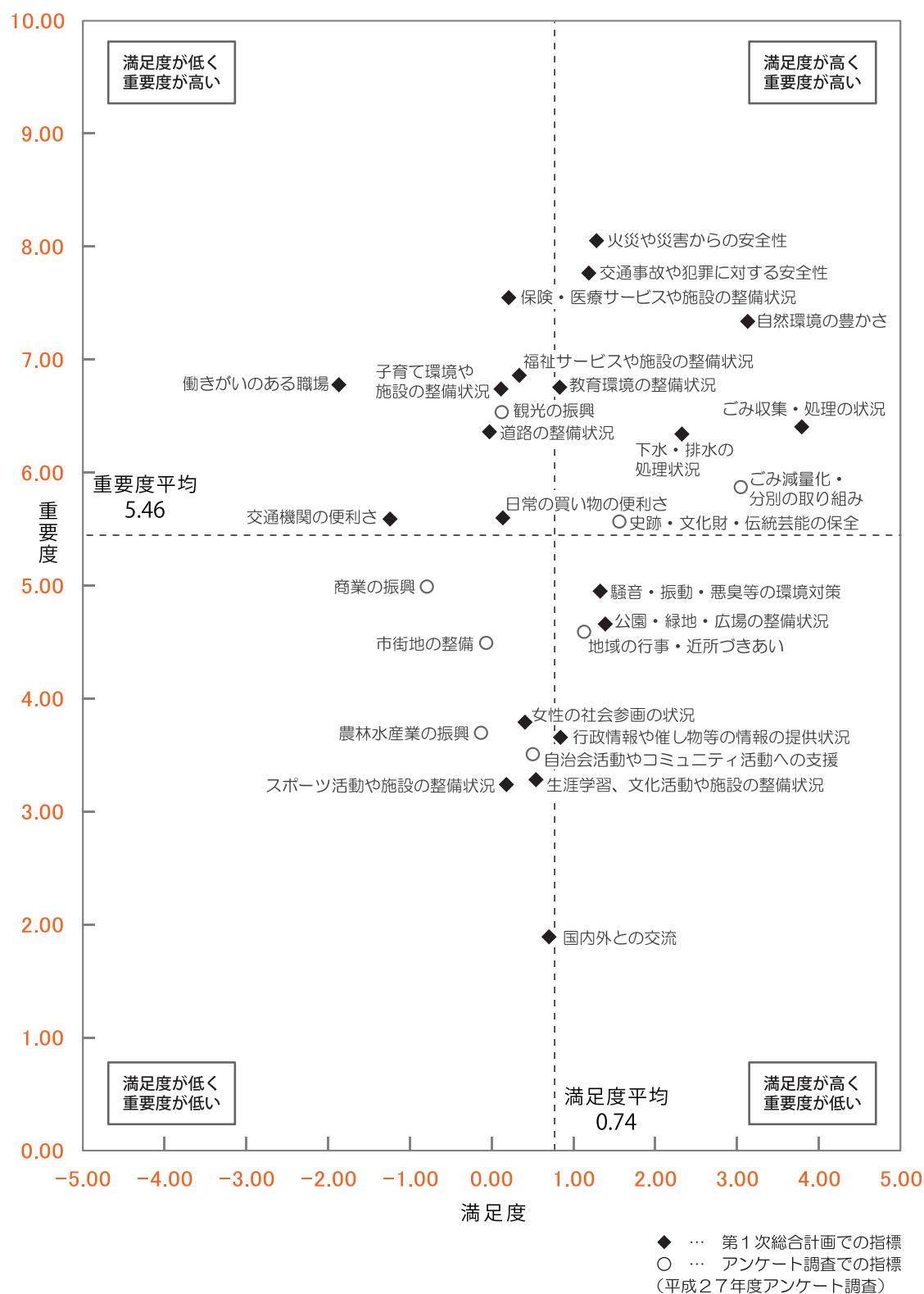


2. 満足度と重要度の関係（表-2）

平成27年度に実施したアンケート調査では、満足度だけでなく重要度についても調査しました。満足度については、これらの結果を点数化〔満足度：（－5点～＋5点）、標準：0点〕すると、全項目の満足度の平均は〔0.74〕となり、総体的にやや高い満足度であると考えられます。また、重要度については、これらの結果を点数化〔重要度：（0点～10点）、標準：5点〕すると、全項目の重要度の平均は〔5.46〕となり、今後への強い期待感が表れていると考えられます。

また、満足度と重要度が共に高い項目としては、「自然環境の豊かさ」などが挙げられます。一方で、満足度が低く重要度が高い項目は、「働きがいのある職場」といった人口減少対策に向けた項目、「保健・医療サービスや施設の整備状況」「福祉サービスや施設の整備状況」「子育て環境や施設の整備状況」といった少子高齢対策に向けた項目などが挙げられます。

(表-2) 満足度及び重要度の平均値と分布



総合計画において日光市の将来を展望する上で、国の動きや社会経済情勢の変化などの時代の動向を次のように分析・検証します。

1. 安全・安心に対する意識の高まり

平成23年3月に発生した東日本大震災及び近年頻発化又は大規模化が懸念されている台風や局地的な集中豪雨などの自然災害については、災害の防止や発生に対する備え、被災経験を活かした危機管理体制づくりへの取組等が強く求められています。また、子どもや高齢者が巻き込まれる事故や犯罪の発生など、日常生活に対する多面的な安全対策も求められています。

2. 人口減少・少子高齢社会の進行

日本の人口は、平成22年をピークに本格的な人口減少の局面に突入し、これまでの人口増加を背景とした発展・拡散型のまちづくりから、コンパクトなまちづくり（集約型都市構造）への転換が求められています。

人口減少の影響は、経済などの活力の低下、医療・年金・介護等の社会保障の負担増、地域コミュニティの衰退など社会の様々な分野において顕在化しています。これらに対応するために国では、「まち・ひと・しごと創生」により合計特殊出生率（※1）を、1.8程度に改善することや結婚希望の実現率を80%に引き上げることを目指し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえることなどに取り組むとしています。

また、我が国では4人に1人が高齢者という状況において、高齢者がいつまでも健康で活躍できる環境づくりと併せ、経済活動の持続可能な社会の構築が求められています。

（※1）合計特殊出生率…1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

3. 魅力あふれる地方の創生

持続可能な地域づくりへの機運の高まりが見られ、地域活性化に向けた取組は、国の重要な課題として位置づけられ、地域活性化のための様々な法律に基づき、地域の創意工夫による取組に対して支援が行われています。

また、都市間競争の激化により、地域の個性を活かし、魅力を高める戦略的な自治体経営も重要となっています。さらに、合併後の自治体においては、各地域が培ってきた画一的ではない特色ある地域づくりに向け、地域ニーズに応じた施策の展開が求められると同時に、一体化を促すための地域間交流の推進などが期待されています。

こうした中、国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」「東京一極集中の歯止め」「地域の特性に即した地域課題の解決」の3つの視点を基本に、魅力あふれる地方の創生が求められています。

4. 環境問題への意識の高まり

東日本大震災以降のエネルギーの制約を踏まえ、再生可能エネルギーの利活用が重要な課題になっています。日常生活においても福島第一原子力発電所事故による放射性物質の影響が大きな問題となっています。

また、廃棄物の減量化、再使用、再利用の推進等により、環境への負荷の少ない資源循環型社会への転換が図られるとともに、生物多様性（※1）の保全や健全な生態系が維持された、人と自然との共生社会の実現が求められています。

（※1）生物多様性…あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらに生物が過去から未来へと伝える遺伝子を合わせた概念。

5. 雇用情勢と労働環境の改善

我が国の経済は、バブル崩壊やリーマンショック後の長期的な低迷に加え、東日本大震災の影響も相まって、依然として先行き不透明な状態が続いていますが、国の「成長戦略」の取組などにより、景気回復への期待は高まりつつあります。

一方で企業との安定的な雇用関係にある正規雇用以外に様々な形態の非正規雇用が増加するなどにより、新たな貧困層の出現や子どもたちの貧困問題などの新たな課題が発生しています。

また、今だ就職難や失業率など雇用情勢は停滞傾向にあり、地域経済や産業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

このような中、景気の回復や地域経済の活性化に向けた既存産業の振興、地域資源や特性を活かした新たな事業の創出などが求められるとともに、労働環境においては、新たな課題に対応し、女性、若者、高齢者等が安心して働ける労働環境の整備が求められています。

6. 女性が輝く社会づくりやライフスタイルの多様化

国においては、「女性の力」を我が国最大の潜在力として捉え、ワーク・ライフ・バランスを推進し、安心して妊娠、出産、子育て、介護のできる環境づくりや、職場で活躍できる雇用環境の整備など、様々な状況に置かれた全ての女性が輝くための取組が本格化しています。

また、近年の成熟型社会への移行に伴い、人々の暮らしや意識が多様化し、物質的な豊かさから心の豊かさ及び家族とのふれあいを重視する傾向に変化しています。価値観が多様化した社会においては、より多くの人が文化、芸術、スポーツに親しむことのできる場の創出や、自然とふれあい美しい景観を楽しむことのできる機会の充実など、多様なニーズにきめ細かく対応できる環境づくりが求められています。

7. 交流人口の拡大

長期の景気低迷や人口減少などにより地域の経済は、構造変化の局面を迎えています。このような状況において、国においては交流人口（※1）の拡大による経済波及効果、雇用創出効果を期待し、観光立国などが提唱されています。

地方では定住人口の減少が進み、今後はさらに厳しい状況となることが予想されています。このため、地域の経済は縮小し、さらなる地域間格差が拡大されることが考えられます。

また、少子化や高齢化もますます進行することが予測されています。このようなことから、観光を中心とした交流人口の拡大により、人口減少による影響を緩和し、地域の活力を創出することが求められています。

（※1）「交流人口」…目的や内容にかかわらず、その地域に訪れる（交流する）人のこと。交流の代表的な目的としては、観光やレジャーなどがある。

8. 国際化の進展

これまでの情報通信技術の飛躍的な発展や交通手段の発達により、現在では人・物・情報の交流が国境を越えて活発化しています。これにより、経済分野をはじめ、多分野において国際化が進展しており、私たちの生活においても国際化が身近に感じる時代を迎えています。また、2013年に訪日外国人が1,000万人を超え、今後、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されるなど、ますます日本を訪れる外国人が増加することが予想されます。

こうした中、交流人口の拡大を図る上でも訪日外国人旅行者への期待がされているところであり、積極的なインバウンド施策の展開が求められています。さらには、日本全国の人口減少を考えると定住人口の増加に向けて、新たに外国人の定住受入れなどを検討していくことも求められています。

9. 地域主権型社会（自立した地域経営システム）の確立

社会システムの変化と住民ニーズの多種多様化に対応するため、国と地方の役割分担を見直し、権限や財源を地方へ移譲する地方分権が進められてきました。これにより、今後はさらなる地域特性や市民自治に立脚した、新たな発想によるまちづくりへの転換が求められています。

また、国も地方もかつてない厳しい財政状況の下、地方では、持続可能な行財政基盤の確立や市民、まちづくり団体、企業等が主体的にまちづくりに参画し、それぞれの役割を果たしながら協働を推し進め、自立したまちづくりの実現につなげていくことが期待されるなど、地域主権型社会の確立が求められています。



市の木 モミジ

日光市では「日光市まちづくり基本条例」を制定し、まちづくりへ市民が参画し、協働により進めていくことを明らかにしています。総合計画は条例に基づき、まちづくりの基本的指針を定めるものです。このため、計画策定に当たっては、市民の参画と協働の機会を設け、市民の皆さんの思いを総合計画に反映していきます。

1. 各地域（地区）の思い

日光市全域を9箇所（今市地域の5地区、日光地域、藤原地域、足尾地域及び栗山地域）で懇談会を開催しました。この中で、「日光市の強み」（可能性）と「日光市の弱み」（課題）についてご意見を伺いました。

【全地域からの主な意見】

「日光市の強み」（可能性）としては、「日光国立公園やラムサール条約登録湿地である奥日光の湿原などの豊かな「自然環境」「世界遺産に登録された日光の社寺や足尾銅山関連施設の産業遺産などの「歴史・文化」「湯治場として永い歴史があり、泉質・湯量が共に豊富な各地域の温泉」など、観光に繋がる意見が多数出されました。

また、第1次総合計画で日光市が取り組んできた施策（まちづくり基本条例の普及・啓発、充実した子育て支援、日光ブランドの推進等）の浸透が見て取れる意見も出されました。特徴的な意見としては、「「日光」そのものがブランドであり、そのネームバリューが強み」という意見、「地域の和、助け合いの心」などの以前から持ち合わせている住民意識、「市に頼らないまちづくり」「市民の自発的な取組」といった市民自治の意識の芽生えを感じる意見、「少子化という課題があるものの子育て支援が充実している」という意見も出されました。

一方で、「日光市の弱み」（課題）として最も多くいただいた意見としては、「人口の減少、少子高齢化の進行」でした。その対応策としては、「若い人の出会いの場の創出」「空き家対策」「空き店舗対策」「病院や大学の誘致」「交通弱者・買い物弱者対策」「Iターン・Uターンの促進」「独居老人対策」など幅広い意見がありました。さらに「地域経済」に関する意見も多く、「雇用の場の創出」「各種産業の後継者対策」「農産物などのブランド化」「耕作放棄地対策」「空き店舗対策」「中心市街地の活性化」など多角的な意見が出され関心の高さが伺えました。また、施設の統廃合を含めた公共施設のあり方の見直しなどの意見もありました。さらに、「防災・危機管理」については、全地域共通の課題として捉えられていました。

【各地域からの意見】

各地域での懇談会では、参加者から全地域にわたり共通した意見のほかに、各地域の実情を反映した意見もいただきました。

■今市地域

- 市街地では、他地域に訪れた観光客の回遊性を高め、今市地域への誘客促進
- 農村部では、公共交通や道路網の整備、日用品を販売する店舗の誘致 等

■日光地域

- 観光施設の維持管理や公共サインの多言語化による充実
- 観光地としての交通渋滞対策、既存駐車場の活用 等

■藤原地域

- 観光地としての交通渋滞対策
- 災害時の避難経路・場所の確保や避難場所としてのホテル等の活用 等

■足尾地域

- 働く場の創出としての企業誘致
- 災害時の避難や輸送経路の確保としての国道などの幹線道路の防災対策
- 他地域に比べ高齢化率が高いことによる高齢者対策のさらなる充実 等

■栗山地域

- 定年退職後の都市部からの移住や以前栗山地域に住んでいた方の移住
- サッカー場及び多目的広場等の既存施設を活用した積極的な誘客促進 等

2. 子どもたちの思い

高校生には、「まちづくりアカデミー」(※1)と「ほっとトーク」(※2)で日光市の将来についてグループワークや意見交換を行いました。

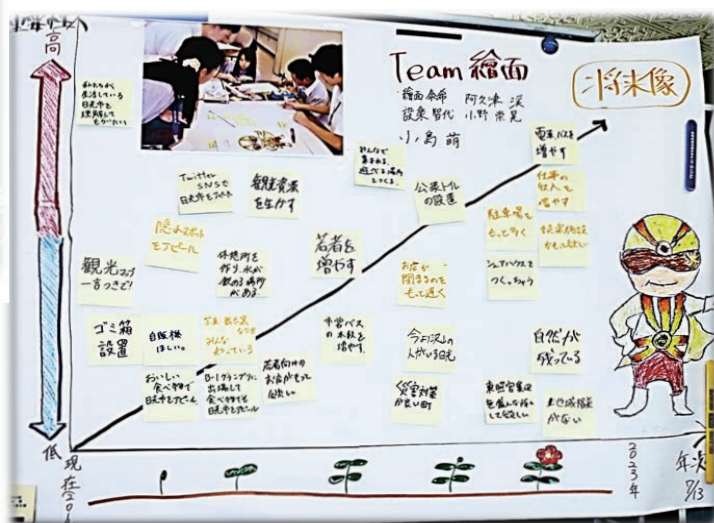
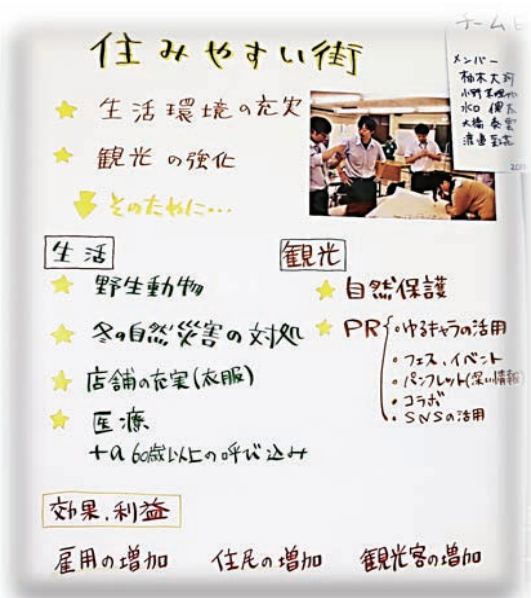
「日光市の強み」(可能性)では、懇談会での意見と同様に、「自然、歴史・文化等の観光資源の豊かさ」が挙げられました。特徴的な意見としては、「まちの人が優しい」「人とのつながりの強さを感じている」との意見が見られました。

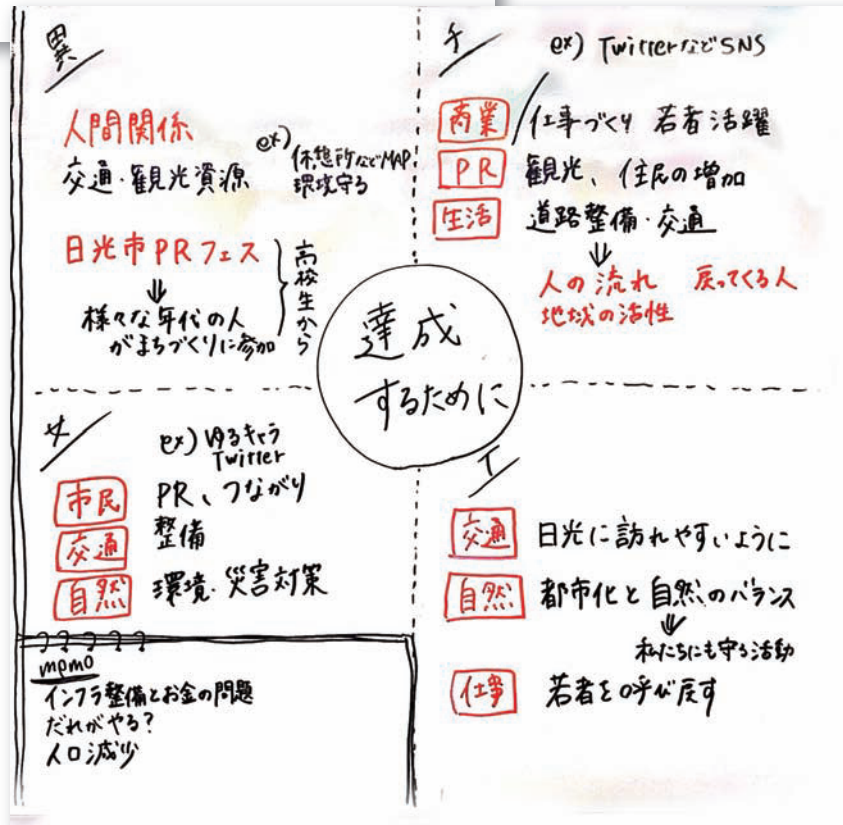
また、「日光市の弱み」(課題)では、「鉄道、バス等の公共交通が不便」「街路灯の設置・道路の整備」など身近に感じている住環境への意見が出された一方で、「就労」「子育て支援」といった将来に対する意見も出されました。

(※1) まちづくりアカデミー…高校生を対象として「日光市まちづくり基本条例」の普及啓発を目的とした人材育成研修。

(※2) ほっとトーク…市民と市長が直接意見交換を行う場として実施している懇談会。平成26年度は、初めて高校生を対象に実施した。

まちづくりアカデミー





また、中学生には、「日光みらい科」(※1)で実施した「まちづくり出前講座(※2)」の機会を活用し、現在の日光市のイメージと将来の日光市のイメージを漢字一文字で表現してもらいました。

これによると、現在の日光市のイメージは、「緑」「夢」が多数を占め、将来の日光市のイメージは、「輝」「美」「都」「緑」が多数を占めています。

(※1) 日光みらい科…中学校のカリキュラムの総合的学習に位置付けられている科目。日光市に関する学習を行うことを目的としている。

(※2) まちづくり出前講座…「日光市まちづくり基本条例」の普及啓発を図るために、市職員が出向いて講座を行うもの。

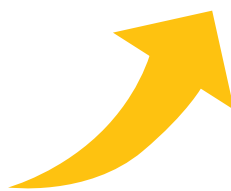
日光みらい科

将来の日光市は
こんなカンジになってほしいなあ…

輝 美 緑 都 明
実 華 趣 活 賑

現在の日光市は
こんなカンジかなあ…

夢 美 和 豊
緑 穏 森 花 源
古





市の鳥 ウグイス

「第1節 第1次総合計画の検証」「第2節 時代の動向」「第3節 市民の思い」において検証された「強み」「弱み」を「日光市の可能性」と「日光市の課題」として捉えていきます。

日光市においてさらなる発展が期待される「可能性」の要素や、今後改善が求められる「課題」の要素を念頭に、これからのまちづくりの方向性を明らかにするため、第2次総合計画においては「可能性」を活かして日光市をさらに発展させる取組と、「課題」を可能な限り改善する取組を位置づけていきます。

1. 日光市の可能性

自然環境 かけがえのない自然環境の保全・活用

日光市においては、日光国立公園や尾瀬国立公園に広がる山岳地帯や森林地帯を始め、ラムサール条約登録湿地である奥日光の湿原、中禅寺湖、湯の湖などの湖沼、華厳の滝、湯滝等の名瀑、渡良瀬川、大谷川、鬼怒川などの清流、鬼怒川、川治、湯西川、川俣、奥鬼怒、日光湯元等豊かな湯量と多種多様な泉質を誇る温泉を有しています。こうした豊かな自然資源は、生態系の維持や生物多様性を保全する役割を果たすばかりでなく、来訪者の皆さんに潤いと安らぎを与え、市民にとって誇りとなるかけがえのない財産といえます。

平野部に広がる田園や里山などの身近な自然と合わせ、豊かな水や緑の環境を自分たちの手で守り、次世代に継承するとともに、様々な交流を育む貴重な資源として適正な利活用に取り組んでいくことが期待されます。

また、地球規模での環境問題の解決を視野に入れ、環境への負荷の小さい、低炭素社会や資源循環型社会の形成に向けた仕組みづくりに努めていくことが大切です。

これらの自然環境は、「市民の思い」においても多くの市民が認める日光市の強みであり、今後の日光市の振興・発展にとって限りない可能性を秘めた資源です。

歴史・文化 世界に誇る歴史的文化遺産、産業遺産等の保全・活用

日光市においては、世界遺産に登録された日光の社寺、国の天然記念物と特別史跡の二重指定を受け、世界一長い並木道としてギネスブックにも登録された日光杉並木街道、日本の近代化を支えた足尾銅山の施設など、世界に誇る歴史的文化遺産や産業遺産を数多く有しています。これらは、世界的に優れた資源として高い評価を受けており、これらを求めて国内はもとより、海外からも数多くの方々が訪れています。その優位性を活かすため、景気の動向や来訪者のニーズを的確に捉え、戦略的な視点でこの世界に誇る資源を活かしていくことが重要です。

また、各地域の歴史や風土に育まれてきた優れた文化は、市民の日光に対する誇りや愛着を高める共通の財産です。これらを後世にわたり保全・継承していくとともに、より多くの来訪者に感動を与えられることのできる環境づくりに努めていく必要があります。

歴史・文化は、「市民の思い」においても多くの市民が認める日光市の強みであり、今後の日光市の振興・発展にとって保全と活用が期待されています。

個性（ブランド） 日光の個性（ブランド）を活かしたまちづくりの推進

日光市は、自然、歴史的文化遺産、温泉等の豊富な資源により、既に国内外に高い知名度を誇っています。これは、先人たちが守り、そして築き上げた地域固有のイメージであり、他地域に比べて高い優位性を持っています。

また、このイメージは、日光市の強みとして無限の可能性を秘めています。

「市民の思い」においても「日光」そのものがブランドであり、ネームバリューが強みであるとの意見が出されており、市民にも「日光ブランド」として広く認知されています。

この個性を活かし、既存の資源やブランドイメージに新たな魅力を付加することで、住む場所として、あるいは訪れる場所として、さらに多くの人を選んでもらえるよう戦略的にブランド力の強化に取り組む必要があります。

また、合併により誕生した日光市の命題として、それぞれの地域が活かすべき資源や解決すべき課題を的確に把握し、地域住民の知恵と創意工夫による特色のある地域づくりに努め、各地域の個性（ブランド）を活かしていく必要があります。

交流人口 1,000万人の人が行き交う交流によるまちづくりの推進

日光市は、かけがえのない自然環境、世界に誇る歴史的文化遺産や産業遺産、温泉など豊富な観光資源を有する国際観光文化都市であり、これらを求め、国内外から年間1,000万人を超える方々が訪れています。この多くの来訪者は、人口減少が続く中において、人口減少の影響を緩和し、地域の活力を創出する上で日光市の強みといえます。

また、日光市は、ライフスタイルの多様化に伴い近年増加している二地域居住（※1）や交流居住の受皿として、山村留学や農業を始め、豊富な自然など多くの可能性を有しています。

これらの観光や二地域居住などの交流人口をさらに増加するため、さらなる国際観光文化都市としての推進や多分野の融合による新たな施策の展開が期待されています。

（※1）「二地域居住」… 二つの地域に生活拠点を持つこと。主に都会の住居と農村とを行き来する生活を指す。

2. 日光市の課題

人口減少・少子高齢社会 人口減少・少子高齢社会への積極的な対応

日光市においては、市内各地において人口減少が進み、少子高齢社会への動きも加速化する中、日光市における高齢化率は、全国や県の平均を上回る状況にあります。

また、第1次総合計画における推計人口も下回り、各地域の懇談会においても市民から最も多く出された課題です。こうした傾向を少しでも和らげ、まちの活力をできる限り保持していくために、若者世代に対しては「住んでみたい」「住み続けたい」と感じられる環境づくりや子育て支援の充実、さらに、高齢者世代に対してはいつまでも日常的に介護を必要としない、自立した生活ができる健康寿命の延伸、また、高齢化、過疎化が深刻となっている地域においては、集落の活力維持に向けた取組の展開などが、大きな課題となっています。

本格的な人口減少・少子高齢社会の局面を迎え、保健・医療体制の充実や、多様な健康・福祉サービスの展開が期待されるとともに、人口規模に応じた住みよいコンパクトなまちづくりの実践が求められています。

地域経済・産業振興 地域経済活動の再生に向けた取組の推進

日光市においては、基幹産業である観光業に加え農林水産業、工業及び商業が主体となって地域経済を支えてきました。しかしながら、我が国の経済の長期的な低迷や人口減少などの社会的な背景から地域経済活動は縮小し、まちなかの活力低下や雇用の場の不足などの問題が深刻化しています。地域経済の活力を再生させる手段として、地域特性に応じた特色ある農林水産業の活性化、日常の買い物の利便性を支える地域の商店街の振興施策の展開、工業団地などの良好な工業生産環境の維持や充実など、停滞する既存産業の振興に努めるとともに、6次産業化（※1）の取組や新たな企業の誘致により、市民から期待の大きい雇用対策の充実につなげていく必要があります。

また、日光市の基幹産業である「観光」については、日光市の強みである「自然環境」「歴史・文化」「個性（ブランド）」をさらに活用する余地がないか、との市民からの意見もありました。基幹産業である観光業の振興を図ることにより、他産業の振興への相乗効果が期待されることから、積極的な観光誘客戦略を進めていく必要があります。

（※1）6次産業化…農林水産物の生産（第一次産業）、加工（第二次産業）、販売（第三次産業）を一体的に行う事業活動。

安全・安心 安全で安心なまちづくりの推進

東日本大震災を始め、全国各地で発生している台風、土砂災害、そして火山の噴火といった大規模な災害の発生により、防災・危機管理に対する市民の意識もこれまで以上に高まりを見せています。市民からの日光市の課題に対する意見においても、各地域で防災対策を求める意見が出されています。このようなことから、全国の災害からの復興を進める中で得られた経験や教訓を活かしながら、災害に強い都市環境の形成や地域コミュニティによる防災体制の強化など、防災や減災のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、犯罪の多様化、感染症による健康被害、食の安全性に対する懸念など様々な生活不安が広まる中、子どもや高齢者を始め、多くの市民が安全・安心に暮らせる環境づくりが求められています。

生活基盤 快適で暮らしやすい生活基盤の確保

日光市においては、市内の移動を担う鉄道網や道路網による交通機能が備えられ、土地区画整理事業や公共下水道事業の整備などによる良質な生活環境の整備が進んでいます。しかしながら、近年では老朽化した公共施設の機能の維持や、急速な高齢社会の進行に伴う買い物弱者・交通弱者等の問題が生じています。

また、市民からの意見において特に高校生からは、鉄道・バスの不便さといった「公共交通」の課題が指摘されています。このようなことから、市民が今後とも快適に暮らし続けることができるよう、生活環境の向上や商店街の活性化、美しい街並みの形成や魅力ある空間づくり、誰もが容易に移動できる交通手段の確保やバリアフリーなどのひとにやさしい施設整備などに努めていく必要があります。

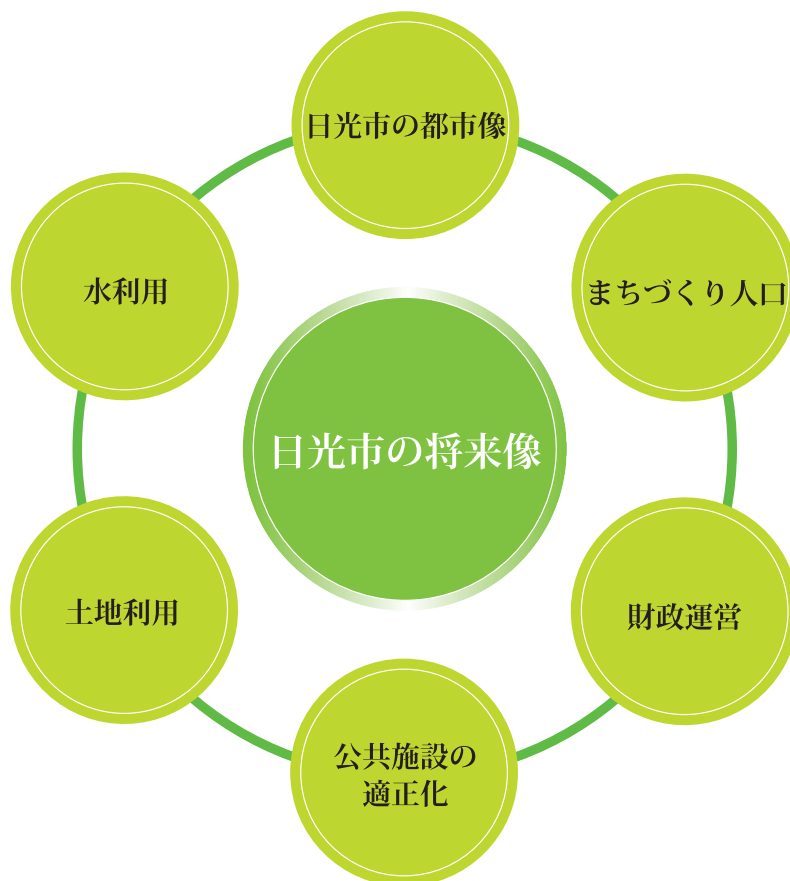


市の花 ヤシオツツジ

Ⅱ 基本構想

第1章 日光市の将来像

「日光市の将来像」は、まちづくりの目標となる「日光市の都市像」を始め、日光市の基本的な枠組みとなる「まちづくり人口」、日光市の基盤となる行政運営の将来予測として「財政運営」及び「公共施設の適正化」、日光市の資源活用として「土地利用」及び「水利用」の6点について、その方向性を明らかにします。



第1節

日光市の都市像

第2次総合計画では、市民や地域が活力を持ち、安全で安心な生活を営むことができる社会を構築し、豊かな自然や世界的な歴史・文化を次世代へ大切に引継ぐため、10年後の日光市の都市像を次のように定めます。

feel so good !!

暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち

feel so good !!

「feel so good !! (フィール・ソー・グッド!!)」には、「とても快適」「気分がとても良い」といった意味があります。日光市に関わる全ての人が嬉しくなり、さらに「!!」を付け加えることで、日光市に対し「感動」「驚き」を味わえるという意味が込められています。

日光市は、国際観光文化都市として多くの外国人観光客をお迎えしています。このようなことから、日光市のイメージを「外国からの来訪者に直接届ける」という狙いもあります。

暮らして満足

皆さんが、「これからも住み続けたい」「日光市に移り住みたい」と思うまちづくりを目指します。

日光市では、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、それぞれのライフステージに合ったところとからだの健康づくりなどの少子高齢社会への対応、観光、農林水産業、商業、工業等の産業の振興による雇用の創出、社会インフラを整備することによる快適な住環境の充実など、定住対策の促進が求められています。これらを実現するためには、市民一人ひとりが生きがいを持ち支え合うことにより、住みよい地域社会の実現などの施策を実施することで、暮らしに満足が得られるまちを目指します。

訪ねて納得

来訪者が、「また日光市に行ってみたい。」と思えるまちづくりを目指します。

国では、観光を成長戦略の一つの柱と捉えており、「観光立国推進基本計画」を基に各種施策を展開し、国際化に伴い多くの訪日外国人を見込んでいます。このような中、日光市では、観光客入込数が2013年において1,000万人に回復しました。今後は、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会」などの国際的な大会、世界遺産登録20周年やラムサール条約登録20周年などの、日光市の節目の年を絶好の機会と捉え、切れ目のない誘客イベントの展開などにより、さらなる来訪者の増加を目指します。

併せて日光市は、知名度や魅力度があり、ブランド力に見合った来訪者の期待に応えるために、「World クラスのおもてなし」を推進し、誰もが訪れて納得するまちを目指します。

自然と笑顔になれるまち

日光市で暮らしている人が満足して笑顔で生活できること、日光市を訪れた人が納得して笑顔を持ち帰れること、このような日光市を目指します。

市民がいきいきと日常生活を送り、地域で活動することにより、賑わいが創出されていきます。

また、来訪者がそのような市民の姿に触れることにより、温もりを感じるようになります。そうすることで再び日光を訪れる人が増え、観光だけでなく各種産業が潤い、市民と来訪者の間に Win-Win の関係を築くことができます。

そこには、「feel so good!!!」という感情とともに、笑顔があふれる日光市が実現されます。

第2節

まちづくり人口

日光市の将来人口については、定住者の人口（以下「定住人口」という。）と、まちづくりを考える上で定住者と同様に扱うべき交流人口の両者を合わせて、「まちづくり人口」と設定します。「定住人口」と「交流人口」については、それぞれに目標値を掲げます。

まちづくりにおける定住人口は、生活環境整備などの基本的な枠組みを構築していく上で非常に重要な指標となります。

また、交流人口は、地域の賑わいの創出や各種産業の振興・発展を支える上で今後はさらに注目される指標になります。これらの人口は、まちの活力を維持するために、それぞれ一定以上の人口規模が必要不可欠となります。

■人口の推移予測

少子高齢社会の進行により、全国の多くの市町村で人口減少が予測されています。日光市においても、平成22年の国勢調査結果を基に人口推計を行うと、第2次総合計画の最終年度である平成37年度には、約74,600人にまで減少することが予測されます。

■定住人口の目標値

今後の日光市においては、「日光市人口ビジョン」に定められる人口の将来展望の実現を念頭に、本市の持つ強みや弱みを十分に意識しながら、各産業分野の振興による雇用・就業機会の拡大や若者世代の子育てに対する切れ目ない支援など、社会増や自然増の要素を視野に入れた魅力的な施策を展開し、可能な限り人口減少の緩和に努め、平成37年の定住人口（目標値）を76,400人に設定するものとします。

■交流人口の目標値

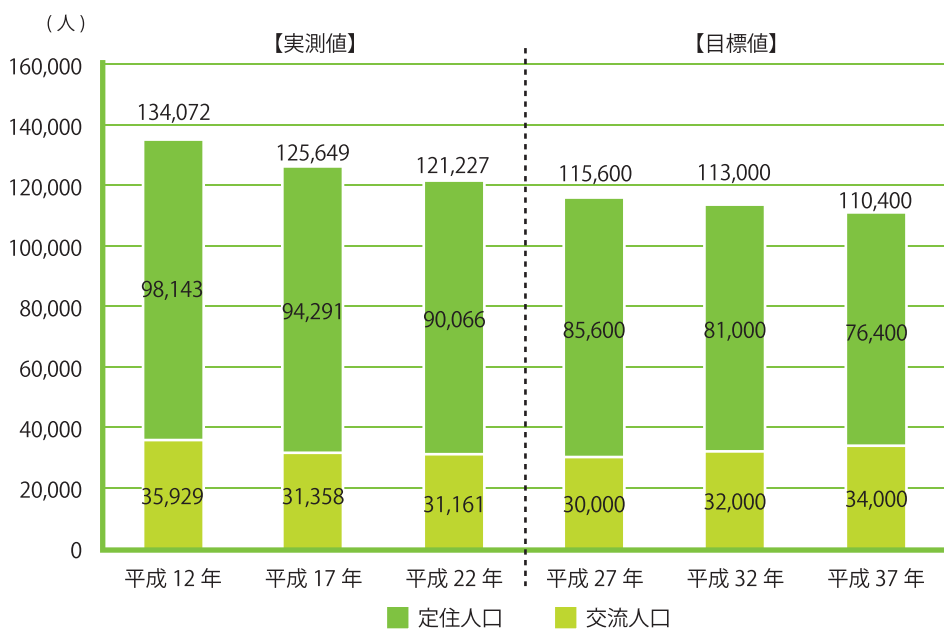
さらに日光市においては、地域の活力や賑わいを創出するため、自然、歴史・文化、産業遺産等豊富な資源を最大限活用し、観光を始めとする各種産業の振興・発展を図るとともに、当市の地理的特性を活かした各種会議、研修、スポーツ大会の開催や合宿の誘致を推進します。これにより、交流人口は平成26年の観光客入込数を踏まえ、それを上回る年間1,250万人を目指します。このようなことから、平成37年の交流人口（目標値）は、1日あたりに換算した34,000人に設定するものとします。

まちづくり人口の目標値（平成37年）

《定住人口》
76,400人

《交流人口》
34,000人
※1日当たり

（図－1）まちづくり人口の見通しと目標



※定住人口：「日光市人口ビジョン」より

合併に伴う国による財政支援の終了や、人口減少に伴う税収減などによる財政規模が縮小される中、今後の財政運営についての方向性を示します。

■これまでの取り組み

日光市は、財政基盤が脆弱であった市町村同士の合併であったため、厳しい財政環境から脱却し、新市のまちづくりに柔軟に対応できる財政体質を確保する必要がありました。

そのため、「財政健全化計画」を策定し、全庁的に継続して取り組んできた結果、市税の徴収率向上や職員人件費の削減など、一定の効果を上げてきました。

■現状と課題

これからの10年を見据えたとき、合併に伴う有利な財政状況（※1）は、平成28年度からの5年間で段階的に減少する期間を含め、平成32年度で終了となり、一般財源（※2）が平成27年度に比べ約17億円減少するという極めて厳しい状況となります。

一方、平成24年6月に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第36号）」が施行されたことに伴い、平成26年3月に新市建設計画の計画期間を5年間延長し、平成32年度までの計画に変更しました。これにより、交付税措置のある有利な財源である合併特例債（※3）の発行期間も5年間延長されました。

（※1）合併に伴う有利な財政状況…普通交付税（国から支出される地方交付税の一種）と臨時財政対策債を合併前の額で算定する合併算定替が認められている状況。（平成27年度算定による上乗せ額：約17億円）

（※2）一般財源…歳入のうち、用途が指定されていない財源。（例）市税、地方交付税など。

（※3）合併特例債…市町村合併時に策定した新市建設計画に基づき実施する事業の財源として特例的に起債できる地方債。事業費の95%に充当でき、元利償還金の70%が交付税措置される。

■今後の方策

社会情勢の変化や市民ニーズに的確に対応していくためには、引き続き、自主財源の確保や歳出の抑制に努めるなど、財政健全化に取り組むとともに、合併算定替の終期を見据えた財政経営をしていく必要があります。

また、発行期間が延長された合併特例債については、庁舎整備事業など計画された事業の確実な実施に向け、積極的に活用していくこととします。

第4節

公共施設の適正化

日光市が保有する多くの公共施設（※1）について、将来の人口減少や財政規模の縮小などを見据えて、施設保有量の最適化や効率的な維持修繕の実施による長寿命化など、保有する公共施設を資産として最適に維持管理し、有効に活用するための方向性を示します。

（※1）公共施設 … 道路、河川、下水道、公園、学校、図書館等の公共の用に供する施設。

■公共施設を取り巻く現状と課題

日光市の公共施設の多くは、昭和40年代から平成の始めにかけて、合併前の自治体が社会環境の変化や行政需要の多様化に応える形で、様々な施設を整備してきました。

これらの多くが経年による施設の老朽化や設備、機能の低下などにより、今後本格的な大規模改修や建替えが集中する時期を迎えることから、早急な対応が求められています。

一方で、人口の急激な減少に伴う税収の減収など、財政状況が厳しさを増す中では、公共施設を現在の保有量で維持し続けることは困難な状況です。

また、将来的な人口減少や少子高齢化の進行に伴って、公共施設に求められる役割、ニーズ、規模等、公共施設を取り巻く環境は大きく変化していくと考えられます。

■今後の方策

限られた財源の中で、公共施設を取り巻く社会環境の変化に的確に対応していくためには、公共施設を経営資産として捉えることで、行政が提供すべき真に必要なサービスを見極め、公共施設を最適に維持管理し、有効に活用していく取組が不可欠です。

このようなことから、既存の公共施設の機能を集約し、有効活用と改善に向けて取り組むための、基本的な考え方、改善の方向性をまとめた「公共施設マネジメント計画」を策定しました。

なお、個別施設ごとの方向性については、「公共施設マネジメント計画」に基づく「実行計画」において、個別施設の具体的な取組を明示します。

また、公共施設のあり方を見直すにあたっては、施設の統廃合による総量とコストの削減だけを目的とすることなく、将来のまちづくりを視点として考えることが必要です。

このようなことから、まちづくりと公共施設の適正化は一体のものであり、行政だけではなく、市民の理解と協力が不可欠であります。そのため、市民と行政が相互に必要な役割を担えるよう、情報と認識の共有に努め、将来のまちづくりを見据えた、総合的視点による、公共施設の適正化を図ります。

日光市は、総面積約1,450km²、県土のおよそ4分の1を占める広大な面積を誇り、全国でも3番目の広さの市域を有します。その約86%が森林であり、日光国立公園をはじめとした豊かでかけがえない自然環境の源となっています。

この広大な森林の保全と活用を図るとともに、限られた平坦地を有効に活用し、まちづくりに活かしていくために、次の視点を取り入れながら、利用方法に応じた方向性を明確にします。

今と未来のための限られた資源

日光市の広大な土地は、先人が守りそして受け継いだ貴重な資源です。これを今と未来に向けて有効活用を図るとともに、継続的に維持していくことを市民に啓発します。

また、限られた土地を有効活用するためには、その利用を積極的に促すとともに、市民の幸せと未来の日光市のため、必要に応じて土地利用を制限することも視野に入れながら、守ることも考えなければなりません。

ネットワークで結ばれたコンパクトなまちづくり

日光市は、市街地、住居地域、山間地域といった多様な地域で形成され、かつ、広大な面積を有しています。この広大な土地を利用するに当たっては、地域の状況に応じた機能分担を図る必要があります。

また、全国的に人口の減少、少子高齢化が急速に進行しており、機能分担を図りながらこれらに対応するためには、分散する地域拠点に一定の機能を集約することで、市民サービスの向上が期待できるコンパクトなまちづくりの視点に、これらの拠点地域をネットワークで結ぶことで、さらなる土地の有効活用を図る視点を導入していく必要があります。

民間活力の導入

時代の動向を意識しながら、市民の思い、日光市の可能性、日光市の課題に対応したまちづくりを進めるためには、限られた土地の有効活用が重要です。土地の有効活用をする上では、開発と保全の均衡を図ることが必要です。そのためには、日光市の厳しい財政状況を踏まえた公共事業を実施するとともに、民間活力の積極的な導入が必要となってきます。行政が担うべき役割と、民間活力の活用のバランスを保ちながら、併せて将来に向けた市民の財政負担などを考慮し、負担を最小限に抑えつつ最大の効果が生み出せる視点を取り入れ、土地の有効な活用と継続的な維持に努めていく必要があります。

■自然的土地利用の方向性

日光市は、北部から南西部にかけ市域の大部分を占める山地が広がり、急峻な山岳地帯が形成され、その大半が日光国立公園及び尾瀬国立公園に指定されています。こうした自然環境を適切に保全し、かけがえのない財産として、将来の世代に引継いでいく必要があります。

- ① 森林については、木材生産ばかりではなく、温室効果ガスの吸収、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を高度に発揮していく必要があります。
- ② 自然環境については、華厳の滝やラムサール条約登録湿地である「奥日光の湿原」に代表される、多くの湖沼、瀑布、清流・溪流等の素晴らしい自然資源に恵まれ、こうした資源を適切に保全するとともに、賢明な利活用を図り、人と自然が共生できる環境を育む必要があります。
- ③ 生物多様性については、人が生存していく上でなくてはならない、大変重要なものですが、人間活動の拡大によって、これまでにない早さで刻一刻と失われつつあります。自然環境の回復・保全に努め、環境変化などによる種の絶滅を防ぎます。

■都市的土地利用の方向性

都市的土地利用については、日光市の強みである歴史や文化との調和を踏まえながら、既存ストック（※1）を有効活用した生活基盤づくりを基本に、居住環境の向上や産業の振興につながる土地利用の形成を推進します。

- ① 既成市街地については、商業空間をはじめとする都市機能が集積するため、規制や誘導などを行いながら、健全で秩序ある土地利用を図ります。
- ② 空洞化が進む既成市街地については、商店街の活性化や公共投資の効率化を図るという点からも、都市基盤の整備を集中するなど、街の賑わいの復活に努める必要があります。
- ③ 観光地を抱える既成市街地は、世界遺産「日光の社寺」などの文化資源、鬼怒川流域の渓谷美などの景観資源に恵まれています。こうした資源との調和を図りつつ、都市基盤や街並みを整備することで、国際的な観光地にふさわしい市街地の形成に努めます。
- ④ 一定の住居や商店などの集積が進んだ地域及び市街化が見込まれる地域については、既成市街地との土地利用の整合性を図りながら、生活環境を整備していく必要があります。
- ⑤ 業務・工業地域については、水資源などの産業資源を効率的に利活用するため、都市計画マスタープランに基づき適正な誘導を図る必要があります。また、環境に調和する業務・工業用地などの確保、高度な産業基盤の整備に努め、企業誘致を積極的に推進します。

（※1）既存ストック…これまでに整備された基盤整備や公共施設、建築物等の都市施設のこと。

■農林業的土地利用の方向性

日光市の主要な産業である農林業との調和を原則としながら、適正な農業振興地域の確保や豊かな田園環境の保全に努めるものとします。

- ① 農業地域については、都市的土地利用との調整を図りながら、適正な農業振興地域を確保します。
また、農業従事者の暮らしの場では、生活環境を整備し、生産の場では、ほ場整備（※1）や農地の流動化（※2）に努めます。
- ② 林業地域については、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できるよう、森林の保全・整備を図ります。
また、林業従事者の暮らしの場では、生活環境を整備し、生産の場では、生産機能を高める優良な森林地域の確保・整備に努めます。
- ③ 農業地域及び林業地域については、豊かな自然、やすらぎの農山村風景などの農林業資源を活かしながら、体験・学習を重視する都市との交流や観光の推進に努めます。

（※1）ほ場整備…既成の水田や畑を、よりよい基盤条件をもつ農地に整備する一連の土地改良をいう。

（※2）農地の流動化…経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるように農地の権利移動を促進すること。



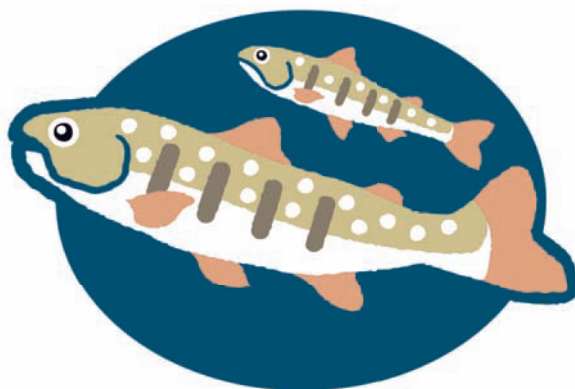
市の鳥 カワセミ

第6節

水利用

水は、限りある貴重な資源であり、市民生活にとって必要不可欠な資源です。そのため日光市では、良質な水資源の情報を市内外に発信するとともに、有効かつ合理的な利用について方向性を示します。

- ① 生活用水については、水道施設の規模の適正化を図るとともに、漏水防止や節水意識の高揚などに努め、安全・安心な水の安定供給を図ります。
- ② 工業用水については、恵まれた地下水の有効活用とともに、利用可能な水源の確保に努めます。また、水の回収・再利用を促進させ、資源の節約を図りながら、公害の防止に努めます。
- ③ 農業用水については、その合理的利用を進めつつ、花き、野菜等農地の多面的利用に対応する水の確保、供給方法の確立に努めます。
- ④ 河川環境の整備と保全に努め、市民の暮らしと河川・水路との調和を考えるまちづくりを推進します。



市の魚 イワナ

第2章 施策の大綱

日光市の可能性を活かし、日光市の課題を解決することで、日光市の都市像「feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち」を実現するため、施策の大綱として「まちづくりの重点施策」「まちづくりの基本施策」「まちづくり推進の視点」を位置付けます。

1 「まちづくりの 重点施策」

「まちづくりの基本施策」を横断的に展開する施策で、日光市の都市像を実現するために、特に取り組んでいく施策です。

2 「まちづくりの 基本施策」

分野ごとの施策の基本として位置付け、「まちづくりの重点施策」を踏まえ、日光市の将来像を実現するために、分野ごとに取り組んでいく基本的な施策です。

3 「まちづくり 推進の視点」

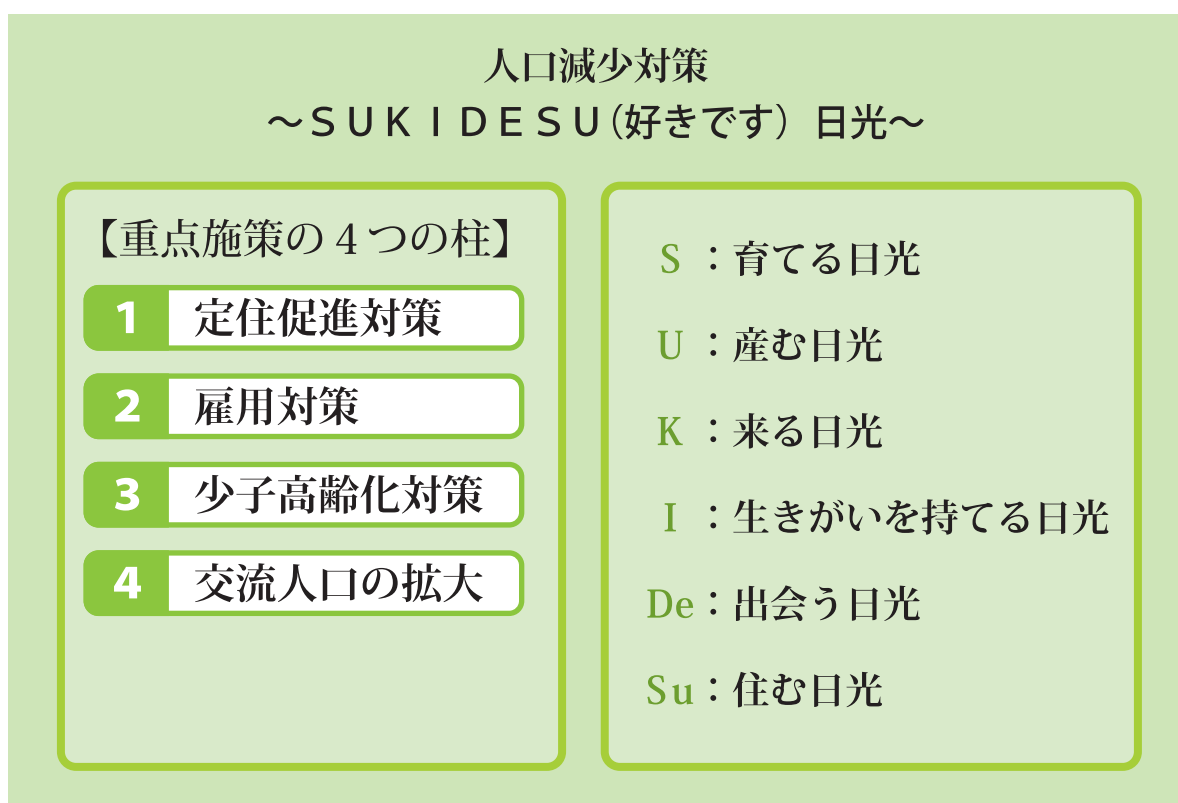
「まちづくりの基本施策」を効果的、計画的に推進していくために取り入れていく視点です。



市の花 ニッコウキスゲ

「まちづくりの重点施策」として、次の施策を位置付けます。

まちづくりの重点施策



日光市は、平成27年と平成37年を比較すると、約9,200人の定住人口の減が予測されます。そこで日光市では、地域の活力と賑わいを創出するため、「まちづくりの重点施策」を掲げ、ここに4つの柱を位置付け、全ての「まちづくりの基本施策」において、それらの柱を念頭に置きながら施策展開していくものとします。

これらの取組により、人口減少対策のうち、特に人口の社会動態に対して、人口推計よりも減少幅を緩やかにすることを目指します。また、魅力ある観光地を創出することで、交流人口の増加を図り、定住人口の減少を補います。そうすることによって、市民と来訪者の交流が盛んになり、地域の活力と賑わいが創出されていきます。

第2節

まちづくりの基本施策

「まちづくりの基本施策」を次のとおり位置付けます。

未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり

世界遺産である「日光の社寺」、世界一長い並木道に認定された「日光杉並木街道」、産業遺産として価値の高い「足尾銅山施設」など、歴史的・文化的遺産の資源を保護・活用し、市民の日光に対する誇りや愛着を高める教育に努めます。

先人の知恵や工夫を後世に継承するとともに、新たな文化を創造し、文化の香るまちづくりを目指します。

また、多様な文化・芸術活動の推進、生涯学習の充実、健全な青少年の育成、多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会の確保や提供等を実施することにより、魅力と活力にあふれたまちづくりを担い、様々な場所で活躍できる人材の育成を推進します。

また、子どもたちは、日光市の未来を担う大切な宝であることから、学校教育の充実と地元の資源を活かした教育など、子どもの教育を推進します。

健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり

少子高齢社会の一層の進行がみられる中で、安心して子どもを生み育てることができる子育て支援、高齢者や障がいのある方への自立支援、健康づくりの推進、地域医療体制の充実、引きこもりや貧困対策など、より多くの人々が自立し、健やかで安心した生活が送れるよう、市民が積極的に支え合う福祉と健康のまちづくりを進めます。

また、急激な人口減少と高齢化の進む山間地域など、地域の抱える実情に応じながら、誰もが住み慣れた場所でいつまでも健やかに生活できるよう、地域に寄り添う福祉を推進します。

魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり

日光市の基幹産業である観光については、自然、歴史・文化、温泉等の恵まれた観光資源を十分に活かし、積極的な情報発信やブランド力の強化、地域間の連携などによる、魅力にあふれた観光地域づくりを進めます。

また、産業を取り巻く経済情勢は、依然として厳しいものの、地域の立地条件や特性を活かした農林水産業、商工業の振興や、社会経済動向を見据えた企業の誘致、異業種交流による地場産業の育成を推進するなど、地域経済の元気を取り戻し、市民がいきいきと働くことのできる環境づくりに努めます。

快適で住みよい、居住環境のまちづくり

豊かな自然、歴史と調和した美しい居住環境づくりを基本に、広大な市域の生活利便を担う公共交通の確保や、地域の特性に応じて、ゆとりを持って住み続けられる住環境の創出を図り、各地域において日々の暮らしの快適性が確保され、「住んでよかった」と幸せを感じることができる、まちづくりを推進します。

一方で、少子高齢社会に伴う生産年齢人口の減少による税収の減が見込まれ、今後の公共投資やその維持に係る財政負担の増が予測されることから、既存の社会インフラの状況に応じた都市機能の形成に資する生活基盤の整備や、公共施設の統廃合や長寿命化などによる効率的な都市基盤の維持に努めます。

暮らしを支える、安全・安心のまちづくり

東日本大震災をはじめとする自然災害から得た教訓を活かしたまちづくりが強く求められる中、災害に強い都市環境の形成や、地域の絆を基本とした防災体制の強化に努めるとともに、事故や犯罪など、暮らしに関わる様々な不安を解消する取組を進め、市民が安全・安心に暮らすことのできる環境の実現に努めます。

自然と共生する、環境のまちづくり

ラムサール条約登録湿地である「奥日光の湿原」や、日光国立公園、尾瀬国立公園に広がる山岳、森林地帯等の世界的な自然から、水源地域としての環境や暮らしに身近な里山、田園の環境まで、質、量共に恵まれた水や緑の環境を大切に次世代につなぎ、いつでも触れ合うことができるよう、市民、事業者、行政それぞれの役割に応じた環境保全活動を促し、人と自然が共生する環境づくりを進めます。

また、持続可能な資源循環型社会や環境への負荷の少ない低炭素社会の形成に向け、新エネルギーの導入や省エネルギーの推進に努めるとともに、CO₂の削減をはじめとした地球温暖化対策などに取り組みます。



市の木 シラカンバ（シラカバ）

「まちづくり推進の視点」を次のとおり位置付けます。

ふるさとへの愛着と誇りを育む、シティプロモーションの視点

まちづくりには、地域への愛着と誇りが必要です。

そのためには、まちの魅力を磨き、まちが持つ様々な地域資源を発信することなどで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを世界にアピールする「シティプロモーション」への取組が必要です。

このようなことから、市民のふるさとへの愛着と誇りを醸成するとともに、日光ブランドをはじめとした日光市の魅力を発信し、都市のイメージアップと地域力の向上を推進することより、人口減少をはじめとした地域の課題解決に活かします。

市民と行政が共にあゆむ、協働の視点

これからの地域主権型社会にふさわしい市民自治の実現に向け、協働により地域の課題を解決していくことが必要です。

このようなことから、「日光市まちづくり基本条例」に基づき、市民、事業者、行政等の役割分担による協働のまちづくりを推進します。地域の抱える問題、課題に応じた市民主体のまちづくりや、自治会、NPO等の多様な市民活動に対する支援に努め、市民と行政が共に考え行動していく環境を整えていきます。

また、日光市では、市民自治の実現に向け一人ひとりが自立した自己実現を図り、地域や社会の一員として活躍できるよう、人材の育成を推進します。

地域の特性を活かした拠点を結ぶ、まちづくりの視点

人口減少や少子高齢化といった社会的な課題に対応し、市民サービスの維持や地域のコミュニティを確保するためには、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりを進めるとともに、住みやすく、効果的なまちづくりを進めることが必要です。

このようなことから、市街地から中山間地域までの広大な面積を有する日光市では、各地域の特性を活かしながら、分散する機能を集約した拠点をつくり、これを道路や公共交通によって連携させることで、市民相互の交流や地域のコミュニティを創出するまちづくりを推進します。

女性が輝き活躍する、社会づくりの視点

人口の半分は女性です。女性がやりがいや責任感を持ちながら働き、家庭や地域生活でも充実した時間が持てるなど、それぞれが望む形で活躍できるまちづくりを推進します。

女性が輝き、活躍するまちの実現により、これまで以上に強く豊かな日光市を目指します。

世界に飛翔（はばた）く、国際化の視点

世界の人口は 70 億人です。日光市は、毎年、数多くの外国人観光客が訪れ、古くから大使館の別荘が置かれるなど国際的な観光都市であり、外国人が安心して訪れることのできるまちづくりを推進します。

また、今後、ますます進む外国人との交流に向けて、国籍にかかわらず、安心して暮らしていけるよう、国際化を進めていきます。

健全な行政経営を確立する、行政改革の視点

日光市が持続的に成長発展するためには、将来を見据えた安定的な行財政基盤が必要不可欠であります。そのため市職員一人ひとりの意識改革を図り、「日光市行政改革プラン」に基づき、「公共施設マネジメント計画」や「職員定員適正化計画」により、限りある行政資源の効果的な活用及び行政サービスの質の確保に努めるとともに、「財政健全化計画」により、歳入歳出両面の改善による健全な財政基盤の確立に努めていきます。

「新たな日常」の確立に向けた、感染症克服の視点

新型コロナウイルス感染症の発生は、これまでの価値観を一変させました。

これからは、「感染症防止」と「社会経済活動」を両立させる「新しい日常」の確立に向け、感染症と向き合い、その克服に向けた取組を進めることが必要です。

このため、「市民の生命と健康を守る」、「市民の暮らしを支える」、「市内経済を支援する」の 3 つの視点を重視し、地域を守り育てるための体制づくりに努めます。

総合計画の着実な推進の視点

この総合計画は、「将来の都市像」を実現するため、「まちづくりの基本施策」などに掲げた内容を具現化するため個別事業を計画し、それらの個別事業を着実に実施し、実施状況について評価・改善を図り、次の個別事業を計画するといった、PDCA サイクルを効果的に機能させ、総合計画の着実な推進を図ります。

第2次日光市総合計画の策定経過

平成26年(2014年)

- 5月26日 部長会議（日光市総合計画策定基本方針協議）
- 6月7日 「日光市まちづくりアカデミー」開催
【参加高校】
今市高等学校、今市工業高等学校、日光明峰高等学校、鹿沼高等学校、鹿沼東高等学校
- 6月10日 日光市総合計画策定基本方針庁議決定
- 7月13日 「日光市まちづくりアカデミー」開催
【参加高校】
今市高等学校、今市工業高等学校、日光明峰高等学校、鹿沼高等学校、鹿沼東高等学校
- 7月22日 「ほっとトーク」開催
～8月19日 今市高等学校8月19日、今市工業高等学校8月5日、日光明峰高等学校7月22日、今市特別支援学校（高等部）8月5日
- 8月7日 総合計画庁内策定組織設置要領決定
- 8月22日 総合計画策定委員会①（総合計画庁内策定組織設置要領説明）
- 8月29日 基本構想分科会（日光市総合計画（基本構想）骨子（案）協議）
- 9月4日 総合計画策定委員会②（日光市総合計画（基本構想）骨子（案）協議）
- 9月10日 日光市総合計画（基本構想）骨子庁議決定
- 9月22日 第2次日光市総合計画策定各地域（地区）懇談会開催
～10月7日 今市地域
今市地区9月30日、落合地区10月7日、豊岡地区10月1日、大沢地区10月2日、塩野室地区10月3日
日光地域9月22日、藤原地域10月6日、足尾地域9月25日、栗山地域9月26日
- 10月3日 「日光みらい科」実施（今市中学校3年生）
- 10月9日 基本構想ワーキンググループ（日光市の都市像検討） 4回開催
～10月28日
- 10月25日 総合計画策定審議会委員募集
～11月30日
- 11月5日 基本構想分科会（第2次日光市総合計画（基本構想）（素案）協議）
- 11月13日 基本構想分科会（第2次日光市総合計画（基本構想）（素案）協議）
- 11月25日 総合計画策定委員会③（第2次日光市総合計画（基本構想）（素案）協議）
- 12月22日 総合計画策定委員会④（第2次日光市総合計画（前期基本計画）策定要領協議）

平成 27 年 (2015 年)

- 1 月 9 日 第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) 策定要領庁議決定
- 1 月 9 日 総合計画策定委員会⑤ (第 2 次日光市総合計画策定スケジュール修正協議)
- 1 月 28 日 前期基本計画計上分野検討会議…7 回開催
- ～ 2 月 9 日
- 2 月 19 日 総合計画策定委員会⑥ (前期基本計画計上分野協議)
- 3 月 10 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (素案) 庁議中間報告
第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) 計上分野庁議決定
- 3 月 18 日 日光市議会総合計画検討調査特別委員会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (素案) に対する質問事項の提出)
- 4 月 17 日 第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) における分野別素案協議
- ～ 7 月 9 日 教育分科会、保健福祉分科会、産業分科会、居住環境分科会、暮らし安全・安心分科会、環境保全分科会、まちづくり推進の視点分科会 合計 28 回開催
- 5 月 25 日 市民意識アンケート調査
- ～ 6 月 12 日
- 6 月 15 日 総合計画策定委員会⑦ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (第 2 次素案) 協議、第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) (素案) 協議)
- 7 月 31 日 日光市議会総合計画検討調査特別委員会 (第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) (素案) に対する提言書の提出)
- 8 月 4 日 総合計画策定委員会⑧ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想) (第 2 次素案) 協議、第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) (素案) 協議)
- 8 月 7 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 庁議決定
- 8 月 27 日 議員全員協議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 報告)
- 8 月 31 日 総合計画策定審議会① (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) を諮問、第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 説明)
- 9 月 1 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に係るパブリックコメント実施
- ～ 9 月 30 日
- 9 月 14 日 総合計画策定審議会② (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 審議)
- 9 月 18 日 各地域審議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) を諮問)
- ～ 10 月 13 日 今市地域 9 月 18 日、日光地域 9 月 30 日、藤原地域 10 月 13 日、足尾地域 9 月 28 日、栗山地域 9 月 29 日
- 9 月 24 日 日光市議会総合計画検討調査特別委員会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に対する報告書の提出)
- 9 月 25 日 総合計画策定審議会③ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) 審議)
- 9 月 29 日 各地域審議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に対する答申)
- ～ 10 月 14 日 今市地域 9 月 30 日、日光地域 10 月 6 日、藤原地域 10 月 14 日、足尾地域 10 月 8 日、栗山地域 9 月 29 日
- 10 月 7 日 総合計画策定審議会④ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (原案) に対する答申)
- 10 月 22 日 総合計画策定委員会⑨ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (修正原案) 協議)
- 11 月 6 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (最終計画) 庁議決定
- 11 月 10 日 議員全員協議会 (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (最終計画) 報告)
- 11 月 10 日 総合計画策定審議会⑤ (第 2 次日光市総合計画 (基本構想・前期基本計画) (最終計画) 報告)
- 12 月 18 日 第 2 次日光市総合計画 (基本構想) 議決
第 2 次日光市総合計画 (前期基本計画) 議決

日光市議会総合計画検討調査特別委員会（14名）

氏 名	備 考
大 門 陽 利	委員長
阿 部 和 子	副委員長
齋 藤 文 明	
荒 川 礼 子	
福 田 悦 子	
加 藤 優	
斎 藤 伸 幸	
斎 藤 敏 夫	
加 藤 雄 次	
佐 藤 和 之	
山 越 一 治	
川 村 寿 利	
和 田 公 伸	
三 好 國 章	

日光市総合計画策定審議会委員（20名）

氏 名	推 薦 団 体 等	備 考
中 村 祐 司	宇都宮大学	会 長
林 香 君	文星芸術大学	副会長
大 橋 明 義	日光市自治会連合会	
鈴 木 美恵子	日光商工会議所	
八木澤 悦 夫	上都賀農業協同組合	
八木澤 哲 男	日光市観光協会	副会長
金 子 由 佳	日光市女性団体連絡協議会	
小田桐 美代子	日光市民生委員児童委員協議会連合会	
倉 松 宗 道	一般社団法人 日光青年会議所	
前 野 芳 子	日光市文化協会	
阿 部 哲 夫	日光市体育協会	
松 本 英 之	日光市 P T A 連絡協議会	
平 田 光 男	社会福祉法人 日光市社会福祉協議会	
高 橋 良 子	日光市国際交流協会	
高根沢 光 子	日光市福祉ボランティア団体協議会	
藤 谷 健 一	市民活動支援センター登録団体からの代表	
吉 新 厚	日光総合支所推薦	
星 一 成	藤原総合支所推薦	
神 山 鉄 男	足尾総合支所推薦	
松 本 祐 子	栗山総合支所推薦	



第2次日光市総合計画 - 基本構想 -

■発行／日光市

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

<http://www.city.nikko.lg.jp> TEL.0288(22)1111

■編集／日光市企画部総合政策課 ■発行日／平成28年3月